

令和3年度 山梨県職員（観光推進監） （一般任期付職員）選考採用試験案内

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	任 期
観光推進監	1名	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで（2年間）

2 職務内容（※職務内容については一部変更となる場合があります。）

- （1）新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ観光需要の回復とその先を見据えた本県観光産業の高付加価値化の取り組みを加速度的に推進していくため、国内外の先進的事例、専門的知識や経験等を活用して、戦略的な施策の企画・立案に参画するとともに、効果的な遂行のための交渉・調整等を行う。
- （2）国、JNTO、観光関連団体・事業者等とのコミュニケーションを緊密に行う中で、市場の動向、旅行者ニーズ・事業者ニーズ等を的確に捉え、庁内で情報共有するとともに、施策推進への提案・助言などを行う。

3 求められる資質

- （1）国内外の観光市場の動向や旅行者ニーズなどに関する高い情報収集・分析力に基づき、本県の観光資源や特性を活用した観光施策の企画・立案ができる能力を有すること。
- （2）観光関連事業者との人脈や民間事業者とのネットワークを有するとともに、それらを生かして本県施策等の推進に必要な調整・交渉を行う高い能力を有すること。
- （3）行政に求められる公平性にも留意した適切なバランス感覚を有すること。

4 勤務場所

山梨県観光文化部（甲府市丸の内1-6-1）

5 受験資格

- （1）次のすべての要件を満たす者
 - ・ 民間企業で、現在、国内外の各種旅行の企画立案・販売、観光事業のプロモーション等の業務を担っており、同分野において通算して10年以上（令和4年3月末現在）の実務経験を有すること。
 - ・ 管理職又は役員としての経歴を有すること。
 - ※ 「民間企業」は法人格を有する企業です。
 - ※ 「実務経験」は、1年以上継続して就業した正規雇用期間が該当し、複数の場合は通算できるものとします。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとします。

- ・ 勤務していた事業所における正規雇用形態の職員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業していた期間は、職務経歴に通算することができます。
 - ・ 休暇・休業・休職等のため1ヶ月以上継続して勤務しなかった期間（産前産後休暇を除く。）は職務経歴から除きます。
- ※ 最終合格発表後、職務経歴期間等の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。
 なお、職歴証明書は、勤務期間の始期及び終期、勤務形態、1ヶ月以上の休職等の有無と期間について、在職していた法人等から証明を受けるものとし、その提出がない場合は、採用される資格を失います。

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日 ・ 試 験 会 場	内 容
第1次選考 (書類選考)	令和3年11月上旬 山梨県庁観光文化部 観光文化政策課 山梨県甲府市丸の内1-6-1	提出された書類に基づき、資格要件、専門性、業績等について審査します。
第2次選考 (小論文・ 人物考査)	令和3年11月中旬 山梨県庁内 山梨県甲府市丸の内1-6-1	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性についての個別面接を行います。

※ 第2次選考は、書類選考の合格者が対象となります。第2次選考の日時及び場所は、別途通知します。

7 受験手続等

受付期間	令和3年10月11日（月）から 令和3年10月28日（木）まで
申込書類	次の書類について申込先まで直接持参又は郵送してください。 ① 山梨県職員（観光推進監）（一般任期付職員）選考採用試験申込書（様式第1号） ② 履歴書（様式第2号） ③ 小論文（様式第3号 横書き 2,000字以内） [テーマ] ポストコロナにおける国内外からの誘客に向けた山梨県の課題と今後の施策について (様式には小論文のテーマは書かず、1行目から記述してください。) ④ 受験票（様式第4号） ⑤ 職務経歴書（様式第5号）

申込書類	⑥ 最終学校等の卒業証明書及び成績証明書 ⑦ 民間企業等からの推薦書（様式任意） ⑧ 職務実績がわかる資料や業務内容に関する資格がある場合はその写し
申込方法	持参の場合 令和3年10月11日（月）から 令和3年10月28日（木）まで 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、土、日曜日及び祝日を除きます。
	郵送の場合 封筒の表に「選考試験」と朱書きし、必ず簡易書留としてください。 （書留で郵送しない場合の郵便事故等については責任を負いません。） 令和3年10月28日（木）必着です。
申込先、 申込書請求先 問合せ先	山梨県 観光文化部 観光文化政策課 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1（山梨県庁別館2階） 電話055-223-3776（内線4101）

※ 提出書類については返却しませんので、ご了承ください。

8 合格者の発表

区分		内容
第1次選考 （書類選考）	令和3年11月上旬	選考結果を申込者全員に書面で郵送により通知します。
第2次選考 （小論文・ 人物考査）	令和3年11月下旬	選考結果を受験者全員に書面で郵送により通知します。

9 選考結果の開示

選考結果は、山梨県個人情報保護条例第27条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（身分証明書、運転免許証等写真付きのもの）を持参の上、受験者本人が直接開示場所へお越しください。

受付時間は、開示期間中の土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までです。

区分	開示請求 できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次 選考	不合格者	総合ランク	各選考の結果 の通知日から 1月間	観光文化部 観光文化政策課 （山梨県庁別館2階）
第2次 選考	受験者	総合得点及び順位		

10 給与

給料は、山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例等に基づき、採用者の経歴等を勘案の上、決定します。

また、通勤手当、期末手当等の諸手当が支給要件に応じ支給されます。

11 服務等

勤務時間、休暇、服務、分限等については、任期の定めのない一般職員と同じです。

任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員の服務に関する規定が適用されます。

なお、任期中は、営利企業への従事は認められませんので、採用期日までに退職、役員退任等の手続きを終了する必要があります。

12 注意事項

- (1) 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できません。ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。
- (2) この選考試験の実施に際して収集する個人情報は、この選考試験のために必要な範囲でのみ使用します。
- (3) 申込書類の記載内容に虚偽若しくは不正があることが明らかになった場合には、採用される資格を失います。
- (4) 地震、台風等の災害等により、やむを得ず選考試験の日程を変更するなど、試験に関して緊急のお知らせがある場合には、観光文化政策課のホームページでお知らせします。